

# 三菱製鋼株式会社定款

## 第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 本会社は、三菱製鋼株式会社と称する。

② 英文では Mitsubishi Steel Mfg.Co.,Ltd. と表示する。

(目 的)

第 2 条 本会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1 鉄鋼の製造加工並びに販売
- 2 ばね及び車体懸架装置、振動防止装置等のばね応用品並びに制振材料の製造加工並びに販売
- 3 磁性材料及び磁選機、磁場装置、電子機器部品等の磁気応用品の製造加工並びに販売
- 4 非鉄金属及びその合金並びに金属と非金属との複合材料の製造加工並びに販売
- 5 機械装置の製作販売並びにこれが据付その他各種建設工事の請負
- 6 医療用具の製造加工並びに販売
- 7 自動車用品、衣料品、スポーツ用品、家具、電気照明器具、家庭用電気機器、産業用電気機器及び日用品雑貨の売買
- 8 陸運業、海運業及び運送取扱業並びに倉庫業
- 9 損害保険代理業及び生命保険の募集に関する業務
- 10 不動産の売買、貸借並びにその仲介及び管理
- 11 大気、水質、産業廃棄物、騒音、振動等の分析並びに測定
- 12 前各号に関連する物品の輸出入業
- 13 前各号に関連する附帯事業

(本店の所在地)

第 3 条 本会社は、本店を東京都中央区に置く。

(公告の方法)

第 4 条 本会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 5 条 本会社の発行可能株式総数は、36,000,000 株とする。

(自己の株式の取得)

第 6 条 本会社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第7条 本会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第8条 本会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- 1 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- 2 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- 3 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株式取扱規則)

第9条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取りその他株式又は新株予約権に関する取扱い及びその手数料については、法令又は本定款に定めるもののほか取締役会の定める株式取扱規則による。

(株主名簿管理人)

第10条 本会社は、株主名簿管理人を置く。

② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

(基準日)

第11条 本会社は、毎年3月31日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもってその事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

② 前項のほか、必要があるときは取締役会の決議によりあらかじめ公告のうえ、一定の日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、株主又は登録株式質権者の権利を行使することができる者とすることができる。

### 第3章 株主総会

(招集)

第12条 本会社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

② 株主総会は、東京都区内で開催する。

(招集権者及び議長)

第13条 株主総会は、取締役会の決議に基づき代表取締役社長執行役員がこれを招集し、その議長に当たる。

② 代表取締役社長執行役員に欠員又は事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の代表取締役がこれに代わる。

(電子提供措置等)

第14条 本会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

② 本会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議方法)

第15条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項の定めによる決議及び会社法その他法令において同条の決議方法が準用される決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、本会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として議決権を行使することができる。

- ② 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を本会社に提出しなければならない。

(議事録)

第17条 株主総会における議事については、その経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を議事録に記載又は記録し、議長及び出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名を行い、本会社に保存する。

#### 第4章 取締役及び取締役会

(取締役会の設置)

第18条 本会社は取締役会を置く。

(定員)

第19条 本会社に取締役14名以内を置く。

- ② 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は4名以内とする。

(選任)

第20条 取締役は、株主総会の決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)と監査等委員である取締役とを区別して選任する。

- ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。  
③ 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(任期)

第21条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- ② 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。  
③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び取締役会長)

第 22 条 取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

② 代表取締役は、会社を代表し、また本会社の業務を執行する。

③ 取締役会は、取締役会長 1 名を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第 23 条 取締役会は、取締役会長がこれを招集し、その議長に当たる。

② 取締役会長が欠員又は事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定められた順序により、他の代表取締役がこれに代わる。

(取締役会の招集通知)

第 24 条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の 3 日前までに発するものとする。ただし、緊急やむを得ないときは、これを短縮することができる。

(取締役会の権限)

第 25 条 取締役会は、法令又は本定款に定める事項のほか、本会社の重要な業務執行を決定する。

(重要な業務執行の決定の委任)

第 26 条 本会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の決議方法)

第 27 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

② 本会社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第 28 条 取締役会における議事については、その経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名を行い、本会社に保存する。

(取締役の責任免除)

第 29 条 本会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、同法第 423 条第 1 項の取締役（取締役であったものを含む。）の損害賠償責任を、取締役会の決議によって、法令が定める額を限度として、免除することができる。

② 本会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を取締役（業務執行取締役等である者を除く。）と締結することができる。ただし、当該契約で定める賠償責任の限度額は、同法第 425 条第 1 項各号に定める額の合計額とする。

(執行役員)

第 30 条 取締役会は、その決議により執行役員を選任する。

② 取締役会は、その決議により執行役員の中から社長執行役員を選定するほか、その他の役付執行役員を選定することができる。

## 第 5 章 監査等委員会

(監査等委員会の設置)

第 31 条 本会社は監査等委員会を置く。

(常勤の監査等委員)

第 32 条 監査等委員会は、その決議によって監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定する。

(監査等委員会の招集通知)

第 33 条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の 3 日前までに発するものとする。ただし、緊急やむを得ないときは、これを短縮することができる。

(監査等委員会の権限)

第 34 条 監査等委員会は、法令又は本定款に定める事項のほか、監査等委員会の職務の執行に関する事項を決定する。

(監査等委員会の決議方法)

第 35 条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(監査等委員会の議事録)

第 36 条 監査等委員会における議事については、その経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名を行い、本会社に保存する。

## 第 6 章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第 37 条 本会社は会計監査人を置く。

(選 任)

第 38 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(任 期)

第 39 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

## 第 7 章 計 算

(事業年度)

第 40 条 本会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(期末配当の基準日)

第41条 定時株主総会の決議によって、金銭による剰余金の配当(「期末配当」という。)をする場合の基準日は毎年3月31日とする。

(中間配当)

第42条 本会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(「中間配当」という。)をすることができる。

(除斥期間)

第43条 金銭による剰余金の配当が、その支払開始の日から満3年以内に受領されないときは、本会社はその支払いの義務を免れるものとする。

## 附則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

第1条 本会社は、2026年6月開催の定時株主総会終結前の監査役(監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の責任の取締役会決議による免除については、同定時株主総会の決議による変更前の定款第39条第1項の定めるところによる。

第2条 2026年6月開催の定時株主総会終結前の監査役(監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、同定時株主総会の決議による変更前の定款第39条第2項の定めるところによる。